

保護者 様

長野県屋代高等学校・附属中学校長

インフルエンザ感染症罹患による出席停止について

お子様がインフルエンザ感染症に感染した場合は、医師の指示に従って自宅で療養してください。出席停止期間は、「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱後2日を経過」するまでです。

お子様の病気の悪化を予防し、他の児童生徒への感染を防止するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

学校保健安全法施行規則の規定により、インフルエンザ感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。また、出席停止期間を短縮することはできません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

インフルエンザ感染症が軽快し登校する時は、この「インフルエンザ治癒報告書」を担任を通して、学校まで提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらったものではありません。

インフルエンザ治癒報告書

提出日（登校日） 令和 年 月 日（ ）

屋代高等学校・附属中学校長 様

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

（自署）

下記のとおり、報告します。

記

発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで
インフルエンザの型	A型 ・ B型 ・ わからない

日数	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	解熱日 0日目	1日目	2日目
日付	/	/	/	/	/	/		/	/	/

①発症した日を0日目として5日目まで ②解熱日を0日目として2日目を経過するまで
①②の遅い日まで出席停止

学 校 記入欄	出席停止期間		
	令和 年 月 日（ ）	時限目～	月 日（ ） 時限目